

○電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例に係る取扱いについて

平成10年7月1日

税第106号

総務部長

このことについて、別紙により取り扱うこととしたので通知します。

別紙

第1 適用要件

(法第748条及び第749条(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)関係)

1 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲

法第748条第1項及び第749条第1項に規定する「地方税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第25条第1項各号又は第26条第1項各号の要件に従って備付け及び保存(以下「保存等」という。)が行われている当該地方税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいうこと。

したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができること。

(注) この場合の地方税関係帳簿に係る電磁的記録の媒体等(フロッピーディスク、コンパクトディスク、光ディスク、磁気テープ、磁気ディスク、クラウド(ストレージ)サービス等)についても、保存義務者が任意に選択することができる。

2 法第748条の規定を適用する地方税関係帳簿等の単位

法第748条の規定の適用に当たっては、一部の地方税関係帳簿又は地方税関係書類について適用することもできるのであるから、例えば、保存義務者における地方税関係帳簿等の作成の実態に応じて、それぞれの事務所又は事業所ごとに、それぞれの帳簿又は書類の種類を単位として、適用することができること。

地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等に当たっては、電磁的記録による保存等を開始した日(保存等に代える日)及び電磁的記録による保存等を取りやめた日(保存等に代えることをやめた日)を明確にしておく必要がある。

3 自己が作成することの意義

法第748条第1項及び第2項並びに第749条第1項及び第2項に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、地方税関係帳簿等に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託していても、これに含まれる場合があること。

4 最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義

法第748条第1項及び第749条第1項に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計

算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで、手書きなど電子計算機を使用しない過程を踏まずに、電子計算機を使用して作成する場合をいうこと。

なお、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めとは、帳簿の備付け開始の日を指すが、課税期間(地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる課税期間をいう。以下、第14及び16において同じ。)の定めのある地方税関係帳簿については、原則として課税期間の初日となること。

5 保存義務者が開発したプログラムの意義

規則第25条第1項第1号(同条第3項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する、「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したのも、これに含まれる場合があること。

6 備付けを要するシステム関係書類等の範囲

規則第25条第1項第1号イからニまで(同条第3項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいうこと。

なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第1項第2号(同条第3項において準用する場合を含む。以下、第17及び8において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第5号に規定する電磁的記録の保存をする場所(以下第17において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認めることができること。

- (1) 同条第1項第1号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による地方税関係帳簿等の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類
- (2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した(システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した)、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類
- (3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類
- (4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理(記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。)の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類

7 電磁的記録の保存場所等に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義

規則第25条第1項第2号及び同条第5項第5号に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも地方税関

係帳簿等の作成に使用する電子計算機及びプログラムに限られないこと。

(注) 規則第25条第1項第2号及び同条第5項第5号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録の保存等がされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と地方税関係帳簿等の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

8 整然とした形式及び明瞭な状態の意義

規則第25条第1項第2号及び第26条第1項第2号に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿又は書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいうこと。

9 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義

規則第25条第2項第1号イ(1)に規定する「訂正又は削除」とは、電子計算機処理によって、地方税関係帳簿に係る電磁的記録の該当の記録事項を直接に変更することのみをいうのではなく、該当の記録事項を直接に変更した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項(いわゆる反対仕訳)を追加することもこれに含まれること。

10 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法

規則第25条第2項第1号イ(1)の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げるシステム等によることとしている場合には、その要件を満たすこととなること。

- (1) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム
- (2) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、かつ、その記録事項を訂正し又は削除する必要がある場合には、これを直接に訂正し又は削除した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項(当初の記録事項を特定するための情報が付加されたものに限る。)を記録する方法(いわゆる反対仕訳による方法)

11 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例

規則第25条第2項第1号イ(1)の規定の適用に当たり、電磁的記録の記録事項の誤りを是正するための期間(当該電磁的記録の記録事項を入力した日から1週間を超えないものに限る。)を設け、当該期間内に記録事項を訂正し又は削除したものに限り、その訂正又は削除の事実及び内容に係る記録を残さないシステムを使用している場合(同条第1項第1号ニに掲げる書類に当該期間に関する定めがある場合に限る。)には、これを認めることができること。

12 追加入力の履歴の確保の方法

規則第25条第2項第1号イ(2)の規定の適用に当たり、例えば、地方税関係帳簿に係る

電磁的記録の記録事項の入力時に、個々の記録事項に入力日又は一連番号等が自動的に付され、それを訂正し又は削除することができないシステムを使用する場合には、当該規定の要件を満たすこととなること。

13 帳簿間の関連性の確保の方法

規則第25条第2項第1号ロの規定の適用に当たり、例えば、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる情報が記録事項として記録されるときは、同号の要件を満たすこととなること。

- (1) 一方の地方税関係帳簿に係る記録事項(個々の記録事項を合計したものを含む。)が他方の地方税関係帳簿に係る記録事項として個別転記される場合相互の記録事項が同一の取引に係る記録事項であることを明確にするための一連番号等の情報
- (2) 一方の地方税関係帳簿に係る個々の記録事項が集計されて他方の地方税関係帳簿に係る記録事項として転記される場合((1)に該当する場合を除く。)一方の地方税関係帳簿に係るどの記録事項を集計したかを明らかにする情報

14 検索機能の意義

規則第25条第2項第1号ハ及び同条第5項第6号に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいうこと。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むこと。

15 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における記録項目

規則第25条第2項第1号ハ(1)の規定に関しては、一連番号等により同号ロの要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により地方税関係帳簿の記録事項を検索することができる機能が必要となること。

16 範囲を指定して条件を設定することの意義

規則第25条第2項第1号ハ(2)及び同条第5項第6号ロに規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとに、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうこと。

17 二以上の任意の記録項目の組合せの意義

規則第25条第2項第1号ハ(3)及び同条第5項第6号ハに規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の地方税関係帳簿等に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該地方税関係帳簿等に係る検索の条件として設定した記録項目(取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先)(同条第2項第1号ハ(3)については、取引年月日、取引金額及び取引先)から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうこと。

18 索引簿の備付けの特例

規則第25条第2項第2号ハの規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号ハの要件を満たすものとして取り扱うこと。

(1) 日本産業規格Z6007に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下第18において「COMフィッシュ」という。)を使用している場合において、当該COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合

(2) 規則第25条第2項第2号ホに規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」が確保されている場合(当該機能が確保されている期間に限る。)

(注) 索引簿の備付方法については、第16の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認めることができる。

19 電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義

規則第25条第2項第2号ホに規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号ハに規定する機能……に相当するものに限る。)」とは、規則第25条第2項第1号ハに規定する検索機能に相当する検索機能を行うのであるから、当該検索により探し出された記録事項を含む電子計算機出力マイクロフィルムのコマの内容が自動的に出力されることを要すること。

20 検索できることの意義

規則第25条第5項第6号に規定する「検索をすることができる機能を確保しておくこと」とは、システム上検索機能を有している場合のほか、次に掲げる方法により検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているものとして取り扱うこと。

(1) 地方税関係書類に係る電磁的記録のファイル名に、規則性を有して記録項目を入力することにより電子的に検索できる状態にしておく方法

(2) 当該電磁的記録を検索するために別途、索引簿等を作成し、当該索引簿等を用いて電子的に検索できる状態にしておく方法

21 地方税に関する法律の規定による提示又は提出の要求

規則第25条第1項第3号、第2項第1号及び第2号ホ並びに第5項並びに第27条第1項に規定する「地方税に関する法令の規定による……提示又は提出の要求」については、法第74条の7、第144条の11、第144条の38及び第470条の規定による質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求が対象となること。

22 電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義

規則第25条第1項第3号並びに第2項第1号及び第2号ホ並びに第5項並びに第27条第1項の「地方税に関する法令の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている地方

税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類若しくは法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録について、徴税吏員から提示又は提出の要求(以下第122において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応じること」とは、当該徴税吏員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用は受けられないこと。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、規則第25条第2項に掲げる要件(地方税関係帳簿の特定要件。なお、地方税関係書類については、これに相当する要件)又は同条第5項第6号に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)が備わっていなかった場合には、規則第25条第1項、第3項、若しくは第5項、第26条又は第27条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは地方税関係帳簿又は地方税関係書類とはみなされないこととなること(法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録については当該地方税関係書類の記載事項とみなされないこととなる。)

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている地方税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類若しくは法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、徴税吏員の求めた状態で提出される必要があること。

23 入力すべき記載事項の特例

法第748条第3項の適用に当たっては、地方税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第25条第5項第5号に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこと。

24 スキャナの意義

規則第25条第4項に規定する「スキャナ」とは、書面の地方税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいう。したがって、例えば、スマートフォンやデジタルカメラ等も、上記の入力装置に該当すれば、同項に規定する「スキャナ」に含まれること。

25 速やかに行うことの意義

規則第25条第5項第1号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、地方税関係書類

の作成又は受領後おおむね7営業日以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱うこと。

なお、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内に入力している場合には同様に扱うこと。

また、タイムスタンプを付す場合の期限である、同項第2号ロ及び第27条第1項第2号にそれぞれ規定する「速やかに」の適用に当たっても、同様に扱うこと。

26 業務の処理に係る通常の期間の意義

規則第25条第5項第1号ロ及び第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、地方税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうこと。

なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として扱うこと。

また、法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録の保存の要件であるタイムスタンプに係る規則第27条第1項第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」の適用に当たっても、同様に扱うこと。

27 一の入力単位の意義

規則第25条第5項第2号ロに規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される地方税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の地方税関係書類を貼付した文書は、台紙ごとをいうこと。

28 タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保

規則第25条第5項第2号ロに規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないこと。

29 タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示

規則第25条第5項第2号ロ(1)に規定する「その他の方法」とは、地方税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該地方税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいうこと。

30 認定業務

規則第25条第5項第2号ロに規定する一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいうこと。

31 日本産業規格A列4番以下の大きさの書類の解像度の意義

規則第25条第5項第2号ハ括弧書に規定する「当該地方税関係書類の作成又は受領を

する者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大きさが日本産業規格A列4番以下であるときにおける、同号ハ(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該地方税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りること。

32 対面で授受が行われない場合における地方税関係書類の受領をする者の取扱い

規則第25条第5項第2号ハの規定の適用に当たり、郵送等により送付された地方税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における地方税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該地方税関係書類の受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないこと。

33 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用

規則第25条第5項第2号ニ(1)に規定する「地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した地方税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに地方税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないこと。

34 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例

規則第25条第5項第2号ニ(1)に規定する「地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った地方税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないこと。

35 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法

規則第25条第5項第2号ニ(1)に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいうこと。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意すること。

なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいうこと。

36 地方税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合(タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合)

規則第25条第5項第2号ロに掲げる要件に変えることができる同号柱書に規定する

「当該者が同号(規則第25条第5項第1号)イ又はロに掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」については、例えば、他社が提供するクラウドサーバ(同項第2号ニに掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。)により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP(Network Time Protocol)サーバと同期するなどにより、その地方税関係書類に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと(その地方税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその地方税関係書類に係る記録事項の入力がその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと)の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当すること。

37 入力を行う者等の意義

規則第25条第5項第3号に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該地方税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者を用いるのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないこと。

また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認することができる必要があること。

なお、規則第27条第1項第2号に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用についても、同様に取り扱うこと。

38 入力者等の情報の確認の意義

規則第25条第5項第3号に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことをいうこと。

39 帳簿書類間の関連性の確保の方法

規則第25条第5項第4号に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は地方税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と地方税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいうこと。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱うこと。

(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類について

も、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要がある。

40 4ポイントの文字が認識できることの意義

規則第25条第5項第5号ニの規定は、全ての地方税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、例えば、日本産業規格X6933又は国際標準化機構の規格12653—3に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第5号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての地方税関係書類を入力し保存を行うこととすることをいうこと。

なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えないこと。

41 スキャナ保存の検索機能における記録項目

規則第25条第5項第6号の規定に関しては、一連番号等を地方税関係帳簿等に記載又は記録することにより同項第4号(帳簿書類間の関連性の確保)の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により地方税関係帳簿(法第748条第1項又は第749条第1項を適用しているものに限る。)の記録事項及び地方税関係書類(法第748条第3項を適用しているものに限る。)を検索することができる機能が必要となること。

42 電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い

規則第25条第7項に規定する過去分書類の保存に当たって、既に、電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けている場合において、これに当該事務の責任者の定めや対象範囲を追加して改訂等により対応するときは、改めて当該書類を作成して備え付けることを省略して差し支えないこと。

43 過去分書類の保存における取扱い

規則第25条第7項のスキャナ保存について、「地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、同条第5項第2号ロの要件に代えることができること。

なお、この「地方税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」とは、第1 36の方法により確認できる場合はこれに該当すること。

また、通常のスキャナ保存の場合と異なり、その地方税関係書類に係る記録事項の入力が「同号(規則第25条第5項第1号)イ又はロに掲げる方法」によりされていることの確認は不要であり、入力した時点にかかわらず、入力した事実を確認できれば足りること。

44 災害その他やむを得ない事情

規則第25条第6項及び第8項並びに第27条第3項に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによること。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。
- (2) 「やむを得ない事情」とは、前号に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。

なお、上記のような事象が生じたことを証明した場合であっても、当該事象の発生前から保存に係る各要件を満たせる状態になかったものについては、これらの規定の適用はないこと。

45 途中で電磁的記録等による保存等をやめた場合の電磁的記録等の取扱い

保存義務者が法第748条第1項若しくは第2項又は第749条第1項若しくは第2項の適用を受けている地方税関係帳簿等について、その保存期間の途中で電磁的記録による保存等を取りやめることとした場合には、当該取りやめることとした地方税関係帳簿等については、取りやめることとした日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等を行わなければならないこと。

また、法第748条第3項前段に規定する総務省令で定めるところにより保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録について、その保存期間の途中でその総務省令で定めるところに従った電磁的記録による保存を取りやめることとした場合には、電磁的記録の基となった地方税関係書類を保存しているときは当該地方税関係書類を、廃棄している場合には、その取りやめることとした日において適法に保存している電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意すること。

46 システム変更を行った場合の取扱い

保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第25条第2項第2号ホの規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下第1 46において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。)については、原則としてシステム変更後においても、規則第25条又は第26条に規定する要件に従って保存等を行わなければならないこと。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分の電磁的記録(法第748条第1項又は第2項に規定する総務省令で定めるところにより保存等が行われていた地方税関係帳簿又は地方税関係書類に係る電磁的記録に限る。)を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認めること。

また、上記の場合において、法第748条第3項前段に規定する総務省令で定めるところにより保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録については、変更前の

システムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意すること(第1 45参照)。

第2 法第750条(地方税関係書類の電磁的記録による徴収等)関係

1 法第750条の規定の適用に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 電磁的記録により提供を受けた地方税関係書類に記載すべき事項は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあつてはトランスレータによる変換後のもの等により保存することを要する。
- (2) (1)の電磁的記録の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。

2 速やかに行うことの意義【第1 25の再掲】

規則第25条第5項第1号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、地方税関係書類の作成又は受領後おおむね7営業日以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱うこと。

なお、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内に入力している場合には同様に取り扱うこと。

また、タイムスタンプを付す場合の期限である、同項第2号ロ及び第27条第1項第2号にそれぞれ規定する「速やかに」の適用に当たっても、同様に取り扱うこと。

3 業務の処理に係る通常の期間の意義【第1 26の再掲】

規則第25条第5項第1号ロ及び第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、地方税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうこと。

なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこと。

また、法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録の保存の要件であるタイムスタンプに係る規則第27条第1項第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」の適用に当たっても、同様に取り扱うこと。

4 規則第27条第1項第3号に規定するシステムの例示

規則第27条第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは

別の電磁的記録(訂正削除前の履歴ファイル)に自動的に記録されるシステム等をいうこと。

また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいうこと。

5 訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定

規則第27条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当すること。

(1) 自らの規程のみによって防止する場合

- ① データの訂正削除を原則禁止
- ② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合(例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等)の事務処理手続(訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存)
- ③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2) 取引相手との契約によって防止する場合

- ① 取引相手とのデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

6 地方税に関する法律の規定による提示又は提出の要求【第1 21の再掲】

規則第25条第1項第3号、第2項第1号及び第2号ホ並びに第5項並びに第27条第1項に規定する「地方税に関する法令の規定による・・・・・・提示又は提出の要求」については、法第74条の7、第144条の11、第144条の38及び第470条の規定による質問検査権の行使に基づく提示又は提出の要求が対象となること。

7 電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義【第1 22の再掲】

規則第25条第1項第3号並びに第2項第1号及び第2号ホ並びに第5項並びに第27条第1項の「地方税に関する法令の規定による・・・・・・電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている地方税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類若しくは法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録について、徴税吏員から提示又は提出の要求(以下第2 7において「ダウンロードの求め」という。)があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その要求に応じること」とは、当該徴税吏員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用は受けられないこと。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、規則第25条第2項に掲げる要件(地方税関係帳簿の特定要件。なお、地方税関係書類については、これに相当する要件)又は同条第5項第6号に掲げる要件(検索機能の確保に関する要件の全て)が備わっていなかった場合には、規則第25条第1項、第3項、若しくは第5項、第26条又は第27条第1項の規定の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは地方税関係帳簿又は地方税関係書類とはみなされないこととなること(法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録については当該地方税関係書類の記載事項とみなされないこととなる。)

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより備付け及び保存が行われている地方税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類若しくは法第750条第1項若しくは第2項に規定する地方税関係書類の記載事項に係る電磁的記録が対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、徴税吏員の求めた状態で提出される必要があること。

8 ファクシミリの取扱いについて

ファクシミリを使用して法第750条第1項及び第2項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による提出があったものとして取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、規則第27条に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となること。

9 災害その他やむを得ない事情【第144の再掲】

規則第25条第6項及び第8項並びに第27条第3項に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによること。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。
- (2) 「やむを得ない事情」とは、前号に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。

なお、上記のような事象が生じたことを証明した場合であっても、当該事象の発生前から保存に係る各要件を満たせる状態になかったものについては、これらの規定の適用はないこと。

第3 その他

1 地方税に関する法令の規定の適用

法第756条の適用に当たっては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)の規定により備付け又は保存が行われている電磁的記録等であっても、地方税法上の帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定については、当該電磁的記録等を帳簿又は書類とみなす規定の適用はないので、地方税関係帳簿等について電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存又は備付けを行う場合には、地方税法上の規定により備付け又は保存を行わなければならないこと。

2 「隠蔽し、又は仮装」の意義

法第756条第4項から第6項までに規定する「隠蔽し、又は仮装」とは、法第74条の24、第144条の48又は第484条に規定する「隠蔽し、又は仮装」と同義であること。

3 重加算金の加重措置の対象範囲

法第756条第4項から第6項までに規定する「電磁的記録に記録された事項に関し……同条第1項又は第2項の規定に該当するとき」とは、保存義務者が電磁的記録を直接改ざん等する場合のみならず、紙段階で不正のあった地方税関係書類のほか、通謀等により相手方から受領した架空の地方税関係書類を電磁的記録により保存している場合等も含むこと。

4 電磁的記録に係る重加算金の加重措置と法第74条の24第3項等の重複適用

法第756条第4項から第6項の規定の適用がある場合であっても、法第74条の24第3項、第144条の48第3項又は第484条第3項の規定に該当するときは、重加算金の加重措置について重複適用があること。

5 用語の定義

通達において使用する法令等の用語の定義は、次に掲げるところによるものとする。

法：地方税法(昭和25年法律第226号)

規則：地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

地方税関係帳簿：法第748条第1項に規定する地方税関係帳簿

地方税関係書類：法第748条第2項に規定する地方税関係書類

地方税関係帳簿等：地方税関係帳簿及び地方税関係書類

電磁的記録：法第748条第1項に規定する電磁的記録

保存義務者：法の規定により地方税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている者

電子計算機出力

マイクロフィルム：法第749条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム

プログラム：規則第25条第1項第1号に規定するプログラム

電子計算機処理：規則第25条第1項第1号に規定する電子計算機処理

システム：規則第25条第1項第1号に規定する電子計算機処理システム

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成17年税第420号)

- 1 この通達は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成18年税第59号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成25年税第84号)

この通達は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年税第97号)

- 1 この通達による改正は、平成27年9月30日から適用する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成27年税第98号)

- 1 この通達による改正は、平成28年1月1日から適用する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成28年税第105号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和4年税第1127号)

この通達による改正は、令和4年1月1日から適用する。

別記様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

地方税関係書類の電磁的記録による
 スキャナ保存の適用届出書(過去分
 書類)

過去書類

	◆			※整理番号		
		(フリ ガナ)				
		住所又 は居所 (法人 の場 合) 主たる 事務所 又は事 業所の 所在地	(電話番号 ー ー)			
		(フリ ガナ)				
令和 年 月 日		名 称 (屋号)				
		個人番 号又は 法人番 号	↓個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。			
殿		(フリ ガナ)				
		氏名 (法人 の場 合)				

	代表者 氏名	
	(フリ ガナ)	
	(法人 の場 合) 代表者 住所	(電話番号 — —)

地方税法施行規則第25条第7項に規定する過去分書類について、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 届出をする過去分書類の種類及び基準日

書類の種類			基準日 (保存に代える日)	国税関係申請状 況
税目	名称・作成事 務所等	ファイル形式		
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署
			年 月 日	未・済 税務署

2 その他参考となる事項

--

※ 処 理	整 理 簿	同時提出 申請書	回付先
-------------	-------------	-------------	-----

② 「名称・作成事務所等」欄には、届出しようとする書類の名称(名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項)を記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに書類を作成している場合で、一部の書類について届出しようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

※既に法第748条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられているものである必要があります。

(記載例)1 販売票、第144条の35第6項の規定により提出を受けた書類

2 販売票(本店及び〇〇支店)、△△支店の第144条の35第6項の規定により提出を受けた書類

③ 「ファイル形式」欄には、例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載してください。

(2) 「基準日(保存に代える日)」の欄には、法第748条第3項の規定により書類に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられているものの「書類の保存に代える日」を記載してください。

(3) 「その他参考となる事項」欄には、国税関係書類を兼ねる書類について、国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書を届出ている場合(同時に申請する場合も含まれます。)において、当該国税関係の届出書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。